特定非営利活動法人　**日本外断熱協会（JAEI）「正会員」加入申込書**

特定非営利活動法人 日本外断熱協会の趣旨及びその活動に賛同し、特定非営利活動法人

日本外断熱協会「正会員」に入会を申し込みます。

 令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日（和暦で記入）（Ｔ・Ｓ・Ｈ）　　年　　月　　日（年齢　　　　　　　　） |
| 氏　名 |  |
| 会社名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | 役職名 |  |
| 連絡先 |  |
|  |
| 住　　所(自宅・会社) | 郵便番号　　　－ |
| ご住所 |
| ＦＡＸ番号 |  | 会社・自宅 |  |
| 電話番号 |  | 会社・自宅 |  |
| E－mail |  | 会社・自宅・担当者 |  |
| 特記事項 | ＊日本外断熱協会（JAEI）の趣旨に賛同し、目的に沿った行動することを誓約します。＊日本外断熱協会（JAEI）の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとなっています。＊受領した入会金及び月会費については途中退会時においても返却はいたしません。 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　入会金　　　　　　円及び会費　　　　　　円（　　月分）「正会員」に加入し　合計　　　　　　　　円を指定口座に振り込みます。 |
| 振込先口座 | 振込銀行：みずほ銀行　神谷町支店/ 口座番号：普通　８０８０２１０ 口座名義：トクヒ）ニホンソトダンネツキョウカイ |
| ＊賛助会員、特別会員、学識会員、寄付会員への入会をご希望の方は事務局へお問合せください。IT会員はHPから入会できます。 |

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

誓約書

特定非営利活動法人　日本外断熱協会（JAEI）の趣旨に賛同し、目的に沿った行動することを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ご芳名　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |
| --- |
| 　　●郵　送　先　　　　　特定非営利活動法人　日本外断熱協会（JAEI）　　　　　　　　　　　　　🏣105-0011東京都港区芝公園3-5-8　機械振興会館40７　（一社）外断熱省エネ機器団体連合会内　　●電話/ホームページ　TEL:03-3436-4755　FAX:03-3436-0678　URL:http://www.sotodan-npo.org |

■名　称：特定非営利活動法人 日本外断熱協会（JAEI） 事務局（本部）

■所在地：〒105-0011東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館407（一社）外断熱省エネ機器団体連合会内

TEL: 03-3436-4755 　FAX:03-3436-0678

URL: http://www.sotodan-npo.org 　E-mail: info@sotodan-npo.org

■支部所在地:　九州支部 福岡市/関西支部 大阪市/北陸支部 金沢市/甲信越支部　長野市/

東北支部 横手市/北海道支部 札幌市

■役員・事務局

　理事長　堀内正純/副理事長　副理事長/高本修一　専務理事　宮坂幸伸（元参議院議長秘書官）/

常務理事　夏目康広（千代田地所(株)）/　常務理事　佐々木　隆　理事・事務局長　田村浩一

**特定非営利活動法人 日本外断熱協会（JAEI） 定款（抄）**

（目的）第３条 この法人はすべての日本に居住する人に対して、省資源、省エネルギーで、安心して健康な日常生活を送ることができ、さらに地球環境を守ることに資する外断熱工法による住宅・ビル・病院等の建設普及を図る事業を行い、我が国社会全体の利益と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）この法人は第３条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に関する事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

①　会員の経験、特技、能力を活かした外断熱工法の教育・普及活動および、外断熱工法による住宅・ビル・病院等の建設を支援する事業

②　外断熱工法による住宅建設における品質の維持、確保のための「認証」基準の設定、認証人の資格付与および認証の発行などの事業

③　建築における健康被害の実態調査と対策の研究および教育の実施

④　国内および海外の建築に関する調査活動および大学・研究機関との共同研究の実施

⑤　会報および映像、出版物などによる情報提供

⑥　環境の保全に繋がる各種技術の紹介と普及事業

⑦　その他建物の省エネルギー化、健康・快適化、高耐久化または建物運営コストの削減に資する調査研究、社会教育、消費者支援、情報提供

（２）　その他の事業　　①　役務の提供並びに物品の斡旋および販売などの事業

（種別）第６条 この法人の会員は次の五種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

（３）特別会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

（４）ＩＴ会員　インターネットにより情報を共有し、この事業を賛助するために入会した個人

（５）寄付会員　この法人の主旨に賛同し援助を行うことを主目的として加入した個人または団体

種別　入会金及び会費

（１）正会員　　　　　　　　　　　　　　　　　入会金　10,000円　　年会費　24000円（月額２,000円）

（２）賛助会員A（個人のみ）　　　　　　　　　入会金　　 1,000円　年会費　１２000円（月額１000円）

　　　賛助会員B（個人及び個人設計事務所等）　入会金　　10,000円　年会費　 ２４,000円（月額２,000円）

　　　賛助会員C（個人及び企業・団体など）　　入会金　100,000円　年会費　120,000円（月額10,000円）

（3）特別会員（研究者、行政関係者、国会議員、地方議員、首長等）　　入会金・年会費　　なし

（４）ＩＴ会員（情報会員）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　入会金・年会費　　なし

（5）寄付会員（企業・団体・個人）　　　　　　　50,000円（1口）以上